

伊丹市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成26年9月4日提出

伊丹市長 藤原 保 幸

理 由

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）による母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の一部改正に伴う規定整備を行うため。

伊丹市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例（平成26年伊丹市条例第 号）

伊丹市老人等医療費の助成に関する条例（昭和52年伊丹市条例
第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第9号」を「第8号」に改め、同項第8号中「
母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、
「第6条第1項」の右に「および第2項」を加え、同項第9号を次
のように改める。

(9) 削除

第5条第1項第3号中「から第10号まで」を「および第10号」
に改める。

付 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。